

## 福祉教育常任委員会

令和6年11月29日（金曜日）午後3時09分開会

### 出席委員（8名）

|       |         |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 益 子 丈 弘 |
| 委 員   | 堤 正 明   |
| 委 員   | 相 馬 剛   |
| 委 員   | 山 本 はるひ |

|         |         |
|---------|---------|
| 副 委 員 長 | 星 宏 子   |
| 委 員     | 室 井 孝 幸 |
| 委 員     | 眞 壁 俊 郎 |
| 委 員     | 玉 野 宏   |

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 出席議会事務局職員

|     |         |
|-----|---------|
| 書 記 | 石 田 篤 志 |
|-----|---------|

### 議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
  - (1) 12月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
  - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午後 3時09分

### ◎開会及び開議の宣告

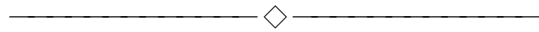
○益子委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

本会議お疲れの中、皆様にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

協議事項は次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、円滑な進行に御協力を併せてお願い申し上げます。

それでは、次第2、協議事項に入ります。



### ◎協議事項

○益子委員長 (1)12月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田書記 (12月定例会議における委員会の運営について説明。)

○益子委員長 説明が終わりました。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、3点ほど皆様と協議したいと存じます。

まず1点は、今次第を配付されましたが、この日程、12月11日水曜日、12月12日木曜日ということで、それぞれ、11日においては子ども未来部、そして保健福祉部、12日の2日目においては教育委員会教育部ということで、こちらをお願いしたいということでございますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ありがとうございます。

それでは、この日程で委員会を開催させていただきます。

続きまして、先ほどあった2点目でございます。

所管事務調査を行うかどうかということでございますので、皆様のほうから何か、所管事務調査とかの要望等あればお伺いいたします。どうでしょうか。特段ないでしょうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 その他のところで私のほうから言うかと思っていた部分なんです、2日目の12日においては、皆様と委員会のテーマを詰めているところでございますが、そちらをちょっと設けさせていただきたいと思いますので、恐らく12日の午前、午後といっぱいになろうかと存じます。もしかすると、そのテーマがまとまらなければ、例えば予算常任委員会の、19日の日に行われると思うんですが、その日ですとか、場合によってはその進捗状況を見まして12日の2日目の委員会の間に開催されるかもしれませんが、我々としては、前回の委員会でもお知らせしたとおり、今月中、今定例会中に一応委員会としては完成形を見たいと思っています。12月20日までには大体完成、委員会のテーマとして報告書、提言としていきたいと思いますので、その旨をお諮りさせていただきます。詳しくはその他のところでもう一度言いますが、一応そのような方向でございますので、先ほど皆様のほうから所管事務調査を行わないということでございますので、そういった点でお含みおきをいただければと思います。

続きまして、3点目でございます。

委員会における議員間の討議のテーマということで、事前通告、こちらは、先ほど説明がございましたとおり、12月2日、午後5時が締切りでございますので、委員の皆様におかれましては、議会運営委員会から今定例会、12月定例会まで、6月から3定例会において試行錯誤ということでございますので、ぜひ今後の議会運営に対してい

いろいろな部分で取組としていきたいということでございますので、積極的な御活用を願えればと思います。

では、(1)ということで、ほか、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 なければ、一応先ほど協議させていただいた点で進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、(1)の議題を閉じます。

続きまして、(2)その他に入ります。

先ほど(1)の部分で私のほうから申しましたとおり、委員会のテーマの報告を、過日、正副委員長会議におきまして3常任委員会とも提言という形で、書式も3常任委員会統一のものということで提出させていただきたいと思うので、確認が取れましたので、皆様にまず御報告をいたします。

その点で、先ほど申しましたとおり、前回の委員会の中で各委員のほうにこちら、我が委員会においては委員総意で皆様の意見を取りまとめて出させていただきたいと思いますので、宿題ということでお示しさせていただいたと思うんですが、現段階で皆様のほうから案があればお伺いしますが、特段なければ、先ほど申しましたとおり、今月中、なお12月20日までということで、先ほど申しましたとおり、委員会の日程の中では2日目の12月12日の部分、また進捗を見まして、その間に入るかもしれませんが、特段なければ12月19日の予算常任委員会に皆様集まりますので、そのときにある程度の方向性ということで最終確認をさせていただきまして、20日のうちには完成形ということで、年を明けましたら、1月には3常任委員会ともそういう方向で提出できるような形に整えまして、我が常任委員会においては提言ということで、皆様の総意が取れておりますので、そういったもの

でいきたいと思います。改めて特段なければ、今宿題のほうで、皆様のほうで完成しているものがございますたらお伺いいたしますが、特段よろしいでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 なければ、サイボウズのほうで、先ほど申して、繰り返しになりますが、ぜひ皆様の積極的な、委員の総意として提言という形で、我々の最後の仕事としたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

どうぞ。

○石田書記 確認なんですけれども、今委員長から説明ございましたとおり、12月12日の審査が終わった後にやるということで、報告書というか政策提言についてというか、その取りまとめ、皆さんで協議するということでよろしいですか。

○益子委員長 今説明がありましたとおり、私の言葉足らずで大変申し訳ございません。12日の教育部の質疑が終わった後、午後の部分になるか午前の方で済むか分からないんですが、終わった後に、先ほど言ったように、委員会のテーマとして皆様と協議させていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのように図らせていただきます。ありがとうございます。

事務局。

○石田書記 もう1点。

12月12日に行うということで、先ほども委員長から説明ありましたとおり、皆様の何か今意見等あれば、12月6日ぐらいまでにちょっとサイボウズのほうで、先日もちょっと送信はさせてもらったんですけれども、何か意見があれば、メールで打ちでも構いませんので、意見だとか案とか何でも構わないと思いますので、ちょっと送ってい

ただければと思います。

それらの意見をちょっと集約しまして、12日に  
まとめて、御提示とかちよつとできればと考えて  
おりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○益子委員長 ありがとうございます。

(2)につきまして、皆様のほうから何かございま  
すか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 なければ、今協議させていただいた  
とおり、そのようにさせていただきますので、お  
含みおきをいただければと思います。

それでは、(2)の議題を閉じます。

大きな3として、その他でございます。

その他として、何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局、何かございますか。

事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 それでは、その他、何かございま  
すか。

〔発言する人なし〕

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○益子委員長 なければ、以上をもちまして、本日  
の福祉教育常任委員会を閉会といたします。

大変にお疲れさまでございました。

閉会 午後 3時19分

## 福祉教育常任委員会／予算常任委員会（第二分科会）

令和6年12月11日（水曜日）午前9時56分開会

### 出席委員（8名）

|       |         |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 益 子 丈 弘 |
| 委 員   | 堤 正 明   |
| 委 員   | 相 馬 剛   |
| 委 員   | 山 本 はるひ |

|         |         |
|---------|---------|
| 副 委 員 長 | 星 宏 子   |
| 委 員     | 室 井 孝 幸 |
| 委 員     | 眞 壁 俊 郎 |
| 委 員     | 玉 野 宏   |

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 保健福祉部長<br>兼 福祉<br>事務所長     | 板 橋 信 行 |
| 社会福祉課長<br>補 佐              | 小 田 由起子 |
| 福祉政策係<br>主 査<br>（係長級）      | 薄 井 一 樹 |
| 障害福祉係長                     | 薄 葉 哲 郎 |
| 生活福祉課長                     | 高根沢 寿 夫 |
| 保 護 係 長                    | 大 森 義 智 |
| 高齢福祉課長                     | 秋 元 武 志 |
| 介護管理係長                     | 山 田 慎太郎 |
| 地域支援係長                     | 君 島 忍   |
| 国保年金課長<br>補 佐 兼<br>管 理 係 長 | 関 根 達 弥 |
| 国保年金係<br>主 査<br>（係長級）      | 三 浦 怜 子 |

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 社会福祉課長                    | 平 井 克 巳 |
| 福祉政策係長                    | 吉 村 明 倫 |
| 地域福祉係長                    | 田 端 政 昭 |
| 社会福祉課<br>主 幹              | 添 谷 弘 美 |
| 生活福祉課長<br>補 佐 兼<br>生活支援係長 | 若目田 治 之 |
| 保護係副主幹                    | 梅 田 千 尋 |
| 高齢福祉課長<br>補 佐 兼<br>高齢福祉係長 | 印 南 和 也 |
| 介護認定係長                    | 君 島 栄 三 |
| 国保年金課長                    | 江 連 宣 仁 |
| 国保年金係長                    | 小 出 涉 美 |
| 国保年金課<br>副 主 幹            | 江 連 真由子 |

健康増進課長  
兼黒磯保健セ  
ンター所長兼  
西那須野保健  
センター所長

亀 田 康 博

保健予防係長

阿久津 宏 介

子ども未来  
部 長

栗 野 誠 一

子育て支援  
課 長 補 佐

瀧 靖 子

給 付 係 長

小 畑 光 治

給付係副主幹

小 野 純 子

保育課長補佐  
兼 管理係長

田 中 綾

管理係主幹

伊 藤 悦 子

管理係副主幹

相 馬 良 一

健康増進課  
主 幹

根 本 カ ヨ

健康増進係  
副 主 幹

大 島 圭 子

子育て支援  
課 長

押久保 昭

子ども福祉  
係 長

高 野 桃 子

給付係主査  
(係長級)

室 井 政 樹

保 育 課 長

佐 藤 和 穂

企 画 係 長

鍋 島 弘 史

管理係副主幹

阿 見 久美子

給 付 係 長

田 中 薫

#### 出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

#### 議事日程

##### 1. 開 会

##### 2. 委員長挨拶

##### 3. 審査事項

〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔社会福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔生活福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔高齢福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第128号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

〔国保年金課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第126号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第127号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

4. その他

5. 散 会

開会 午前 9時56分

### ◎委員長挨拶

○益子委員長 皆様、おはようございます。

早いもので師走を迎えまして、当常任委員会も3回目、残すところ1回の常任委員会となっております。

世の中を見ますと、不安定で不確実な世の中、また、社会的にも世知辛い世の中となっております。

我々、当常任委員会が所管する委員会におきましては、市民生活に直結する部分でございますので、皆様の忌憚のない御意見ももちろんでございますが、積極的な御発言をよろしくお願いいたします。

本日の所管の中であります我々のテーマでございますが、放課後児童クラブでございまして、また12月2日には、マイナ保険証に切り替えとなっております。また、コロナ禍で、感染症などもまたはやってくるような、こういった時期的なものでございますが、先ほども申しましたとおり、我々の当常任委員会は市民生活に直結するものでございますので、改めて皆様と共に市政をよくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。委員会を代表しての御挨拶といたします。

以降、着座にて失礼いたします。

### ◎開会及び会議の宣告

○益子委員長 ただいまから12月定例会会議の福祉教育常任委員会予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。

また、委員の皆様には、異議なしなどの意思表

示をはっきりしていただくことと、明瞭な発言に努めていただきますようお願いを申し上げます。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

福祉教育常任委員会に付託された案件は、条例案件2件、公の施設の指定管理者の指定案件2件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件4件であります。

これらの案件につきましては、関係所管課のところで、随時分科会に切り替え、審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたらお申し出ください。

各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行にも御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

### ◎子ども未来部の審査

○益子委員長 これより、子ども未来部の審査に入ります。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いいたします。

○栗野子ども未来部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

### ◎子育て支援課の審査

○益子委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

子育て支援課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任



委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第125号の説明、質疑、  
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。  
課長。

○押久保子育て支援課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書の9ページの2項2目の返還金について、令和2年度、令和3年度という分が出てくるんですが、これが返還になる経緯をまず伺いたいと思います。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 児童手当に関しましては、遡及して資格の得喪が行われるものがございまして、例えば修正申告ですとか、扶養を遡って外れたり何だかんだというふうなことで、そもそも受給権そのものがなくなったりというふうなことがございまして、定例的に、5年置きぐらいでしたかね、改めて、当然、翌年に事業費の実績報告をして確定するんですが、しばらくたってから改めて、もう一度確定の作業をするようなことになっております。なので、当然過年度分は、一度確定作業を済ませているんですけども、その後に、例えば児童手当を返還してもらったりというふうなことが起きるので、それに伴って国庫、県費、

その精算を改めて行うということをしてございます。

○益子委員長 ほかがございせんか。  
相馬委員。

○相馬委員 ということは、これまでもずっと、こういうふうな精算の方法をしていたんですかね。分かりました、すみません。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。  
堤委員。

○堤委員 事業の事業費精算に伴う返還金ということなもので、どっちかという、予算案があって、その予算案に対して、実際の事業の結果として、それが少なくて済んだから、返還するということによろしいですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 お見込みのとおりです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そうすると、予算の立て方には問題があったのかなかったか、どういうふうに考えればいいんですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 正直申せば、予算は予算計上する際には、当然のことながら見込みで計上させていただきます。やはり、少ないと予算執行できませんので、ある程度多めのふかし方、ただ、過大には当然しませんけれども、当然返還金、大きい数字で出てきちゃうので、やっぱり返還金を大きく返すというのは、市の財政当局のほうとしても頭痛い話になってきちゃうと思いますので、ですから、極力実績に近い数字で、あとは足らないようにというふうなことで見込みを立てさせていただいて、計上させていただいております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 令和5年度に対する返還金もあるんです

が、これが今の時点で、必ず今の時期、今日は12月ですけれども、その時期で大体発生するようなものだと考えればよろしいですかね。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 例年、そうですね、年末、それから年明けの頃ですね、その頃に、昨年度もそうでしたが、その時期に精算をするような形になってございます。

○益子委員長 ほかいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 それ以外のところでいらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほどの債務負担行為の3,196万円なんですけれども、3年分ということで。これに対して、これの算出する基準というか、算出する根拠を考えれば、年1,000万円ぐらいということになるのかなというふうに思うんですが、3分の1、3分の1、3分1というのが、今後もずっとその交付基準でいくのか、割合ですね、3分の1ずつの割合でいくという前提で、こういう算出をしているのかどうか伺います。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 3分の1というのは、県費のほうということですよ。

まず、今年10月に最低賃金が50円ほど、栃木県は上がりました。この放課後児童クラブの管理運営費、管理運営委託料というのは、基本的に支援員さんたちの人件費になっているものでございます。ですから、それ相応、要するに50円上乗せる形で3年間分、今回、年間1,000万円ちょっと、その分を増額させていただいた形になっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 その年間1,000万円ちょっとというの

は、あくまでも市が負担するのを3分の1というふうに計算して出している。その3分の1というのは、今後変わらないという考えの下にやっているということですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 そのようになります。

○益子委員長 関連でございいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 それ以外のところでいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。  
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時20分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎保育課の審査

○益子委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

#### ◎議案第125号の説明、質疑、

##### 討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

保育課長。

○佐藤保育課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 2ページの歳入の県補助金で、訂正による追加ということだったんですが、訂正の内容を伺います。

○益子委員長 給付係長。

○田中給付係長 2ページの、もう一度ごめんなさい、いいですか。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 県の補助金だったと思うんですが、2ページの2項2目で、県の補助金で、何かを訂正したために追加の補助金を受けることになったという説明だったと思うんですが、訂正をしたためというふうな説明だったので、その訂正した内容を伺えればと思ひまして。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○益子委員長 委員会を再開いたします。  
給付係長。

○田中給付係長 訂正の説明をしたのは、たしか5ページの21款国庫支出金、過年度収入の部分で、施設等利用給付について、1施設、国のほうに申請するのを忘れていましたので、4年度分を申請するのを忘れていましたので、県のほうで5年分遡って、毎年訂正ができるものですから、改めて4年度分を今年度訂正して戻ってくると、国のほうからお金が戻ってくるというもので、計上したものでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、この補助金については、もう使っちゃっているものに対する補助金ということで、歳出の補正はないということですかね。

○益子委員長 給付係長。

○田中給付係長 歳出は出していますので、補正はありません。

○相馬委員 分かりました、すみません。

○益子委員長 関連ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 それ以外の部分で質疑のある方、よろしく願いいたします。

副委員長。

○星副委員長 物価高騰対策ということで、ガソリン代、1台につき5,000円ということでついていますけれども、実際のところ、5,000円というのは国のほうから定められているんですか。市で独自で、5,000円ということで決められている金額なんですか。

○益子委員長 保育課長。

○佐藤保育課長 こちらは県の補助金ということで、10割100%ということで、県のほうで1台当たり5,000円という定めがございますので、そちらの金額で計上しております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 実際のところ、ガソリン代、結構高騰していると思うんですけれども、保育園で、遠くまで迎えに行ったりとかということもあるのかなとは思いますが、1台5,000円で大体賄えているような、賄うものではないとは思いますが、実際現場では、どんなふうな声が上がっているとかというのは分かりますか。ありがたいなという部分なのか、やっぱりちょっと足りなくてというのかどうなのかというところ。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 直接声は聞いておりませんが、こちらは県の要綱ですと、4月から9月分ということで、半年分なんですけれども、半年分とはいえ、5,000円が妥当な金額かというところ、ち

よっと少ないのかなという感じは、個人的な意見ですけれども、ありますので、半年分の中で、県のほうで5,000円、一律1台当たりということでしております。

○益子委員長 部長。

○栗野子ども未来部長 発想としては、高騰しちゃった分を補填するというよりは、一部を見てあげようという発想だと思いますので、上がった分を見てあげようというよりは、上がっていたので少しでもというような発想で、県のほうでは設定したものと。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計

補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎保健福祉部の審査

○益子委員長 これより、保健福祉部の審査を行います。

初めに、保健福祉部長から御挨拶をお願いいたします。

板橋部長。

○板橋保健福祉部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

#### ◎健康増進課の審査

○益子委員長 ただいまから健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

健康増進課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委

員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

#### ◎議案第125号の説明、質疑、

##### 討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計

補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時56分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎社会福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから、社会福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

社会福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

#### ◎議案第125号の説明、質疑、 討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○平井社会福祉課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 障害者福祉サービス費の3億5,000万円の増額補正について、当初予算と大きく変わる要件というか、何かあったのか伺いたいと思います。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 当初予算との関係ということでございますが、6年度の当初予算を編成するにおきましては、5年度の実績見込額から3%程度上回った金額で、予算のほうを要求させていただいております。

ただ、実質的には10%ぐらい、過去の上昇率を見ますと、平均値ではそのぐらいあるわけなんです。ただ、どうしても見込みということになりますと、いかんせん例年どおりになるかどうかというところもありますので、今回は3%ということで、まずは6年度の予算編成をしたところです。

実際、6年度に入ってからどうかというところなんです。一番大きく伸びていますが、放課後デイサービス、いわゆる障害をお持ちのお子様が通う施設、こちらが1億4,000万円ほど、見込み的には増えるだろうということで見込んでおります。その理由としましては、施設そのものが増えたというのがあります。

ただ、誰でも通える施設ではございませんので、それだけの需要に、今まで施設の数が足りなかったということも、現実的にはあるのかなというふうに捉えています。

一番大きいところでは、放課後デイサービス、こちらのほうが3事業所増えた。また、それによって通われる方が増えたというところが起因して

いると捉えております。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほかがございますか。  
堤委員。

○堤委員 放課後デイサービス、3事業所増えたということなんですけれども、ここの障害者福祉サービス給付費の中に、介護給付、訓練給付とか、いろいろ細かく項目あるんですけども、これは主に放課後デイサービスの中では、どこに当たるんですかね、項目の中では。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 障害児通所支援費というところに当てはまってくるようにはなるんですが、大きく分けての段階ではですね。この執行計画書上でいきますと、障害児通所支援というところに当てはまります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 人数にして何人ぐらいというのは分かりますか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 現在、実人数というところで申し上げますと、あくまで10月までの実人数でカウントしますと468名で、昨年度から見ますと、実人数的に50名以上増えているかなというところ です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 50名増えたということなんです、事業所が3事業所増えたということもあろうかと思うんですけども、そのほかに何か、要因として考えられるものはございますか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 放課後デイサービスの内容でということではよろしいですか。それとも別な……

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 だから、事業所が増えて、そこへ通所し

やすくなったという要因はあるんだけど、そのほかに社会情勢で、障害児が増えてきたのか、何かそういう、障害といっても肉体から精神から、いろいろあるかと思うんですけども、そういうところの社会情勢の変化はあったのかどうかということなんです。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 社会情勢の変化というところでございますが、意識、認識というところが一つあるのかなというふうに思っています。

今までは、障害という部分を捉えて、親の認識ですね、そちらが、そういう施設に自分の子供が通うべきなのかどうかというところで、なかなか踏み込んでいなかったところもあるのかなというふうに思っています。いわゆる親が、お子さんが何らかの特性を持っているというところを、なかなか踏み込んでサービスにつなげなかったというところもあるんじゃないかなというふうに思っています。

いわゆる、ハードルという言葉は適正ではないかもしれませんが、自分の子供の特性を認めて、そういうところに通うことが必要という判断されている方が増えてきているのかなというふうに思っています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 基本的に今のお話だと、ふだん家庭でやっている対応が、施設に通うという親の認識が、保護者の認識が変わってきたというふうに理解してよろしいんですかね。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 そのように考えております。

○益子委員長 そのほかございますか。  
山本委員。

○山本委員 同じところなんですけれども、親の認識が変わったというよりも、世間一般に、こうい

うところに障害の方が通うことが恥ずかしいことではないみたいに、ちょっと言い方は悪いんですが、なってきたいて、横のつながりで、うちの子も行っているんだよみたいなことで、多分多くなっているんだと思うんです。ほかを見に行っても、そういうところが多いので。

これは来年度の予算、3月の議会に出てくるんですが、まだ、つまり増えるというふうに見込んでいるのか、この辺で需要と供給みたいなものがちょうど考えているのか教えてください。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 少なくとも減ることはないかなというふうに捉えておりまして、伸び率的にどういうふうに捉えるかというのは難しいかもしれないんですが、若干上げる形で考えていかないと対応できないかなというふうに思っています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど、事業所が3施設増えたというふうにおっしゃいましたけれども、どこかの市で見たときに物すごく、障害の方を、放課後見るところというのが差があって、子供にとってどうなのかみたいな話を聞いたことがあるんですが、那須塩原市はこれは、そういうところが開設しますといえば、オーケーということで増やしているんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 基本的に認可は県の権限になるものですから、市のほうでいいよどうのというのはございませんが、現状を捉えると、新しくできて、さらに利用者が増えているということは、まだ利用したいという方がいるのかなというふうに思われますので、増えることはいいことではないかなというふうに思います。

○益子委員長 ほかがございませんか。

堤委員。

○堤委員 3事業所増えたという要因なんですけれども、これは、2事業所のほうがニーズがあるから、新たに設立をしていくという考え方もあるかとは思いますが、事業所ですから、一定の利益を出さないといけないと思うんですけれども、利益を出せる分野だという判断なのか、そういうところは何か分かりますかね。要因というか、事業所が増えた要因というか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 新しく造った事業所とかに聞き取りは行っておりませんので、ずばりどういう考えでというのは分かりませんが、当然、需要が見込まれるということで造られているのかなというふうには思っております。

○益子委員長 ほかがございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 放課後デイサービスを利用するのに、たしか、同じ施設に週5日ではなかったような気がするんですけれども、要は障害児福祉の中で、多分1施設に対して、認識が違っていたらごめんなさい、1施設に対して何日間かとかと、何か制約的な部分があったような気がするんですけれども、そういったところでは、こちらの事業所とこちらの事業所、月・火がこっちで、水・木がこっちの別な事業所というような形でローテを組み合わせながら、利用者さんのほうは利用しているような形態だったのではないのかなと思うんですが、そういう中で、ちょっと一度そこで確認したいんですけれども。

○平井社会福祉課長 そういう形態かどうか。

○星副委員長 だったのかなと。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 お答えいたします。

まず、サービスの支給量に関しましては、基準の支給量というのがサービスごとにある程度決ま



っておりまして、その後は、御本人さん、親御さんの希望、例えば週3日行きたい、4日行きたいというのを希望を聞き取りまして、そこには相談支援専門員さんという、いわゆる介護保険でいうケアマネジャーさんのような、ケアプランをつくる方が必ず1人つくことになりますので、その方が聞き取りをして、週3日使いたいという希望があれば、それでサービスの事業所のほうを選ぶことになるんですが、サービスの事業所も先ほど言ったとおり、結構定員いっぱいなところもちろんあるので、同じところに全ての日に行くということができない場合があるので、そういった場合は複数の事業所を、掛け持ちではないですけども、そういった形で分散して利用するという方が、最近は増えているような状況となっております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、お子さんによっては、同じ事業所にずっと、ここが好きだからここに行きたいという希望があったとしても、それは、要は放デイじゃない普通の児童クラブだったら、同じ学校の敷地の中で、ずっと同じ方たちが利用できるわけじゃないですか。だけれども、放デイに通うとなると、その曜日、曜日によって、利用回数もばらばらで、やっぱり先ほど言ったとおりに、例えばこっちの事業所が好きで、ここに通いたいのだけれども、定員がいっぱいになっちゃうから、別なところに行かなきゃいけないという方もいるという中で、同じところにずっと通い続けられるような部分というのは、やはりちょっと難しくなっているんですか、そういうところ。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 基本的には御本人様のニーズ、親御さんのニーズに基づき決定しますので、この事業所しか行きたくないということであれば、基本的にその事業所に全て行くという形のプラ

ンをつくるように、基本的にはなると思います。ただその中で、例えば追加して、火曜日も追加して行きたいといったときに、ちょっとキャパ的に難しいよとなった場合は、ちょっとそこは難しいよねということであれば、相談支援専門員さんが、同じような希望、同じようなところだったりとか、そういったところを探して、見学をしたりだとかして、じゃ別なところにも通うようにしようかという形になるので、基本的には希望があれば、そのサービスを使えるようにはなっています。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、やっぱりこれから、今後も増え続けるというのはあり得るということですよ。要は希望したい人が多くて、でもやっぱりキャパだって、普通の放課後児童クラブとは全然違うじゃないですか。一つの部屋を借りて、そこをということで、何人で多分、収容人数も決まっているんでしょうから。しかも障害を持って、多動の子もいれば、いろんな自閉症的な子もいるという中では、あまりぎゅうぎゅうにはできないと思うので、見る人数にもよるとということにもよると、せいぜい20人ぐらいだと思うんですよ、キャパ的にいえば。

だから、大規模な、一人一人のニーズに応じていかなきゃといった場合には、やっぱり、これからまだ那須塩原市で放デイやりたいんだという方が、県が許可するので何とも言えないんですけども、ニーズとしてはまだこの部分は、潜在的にはあるのではないかという部分になるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○益子委員長 平井課長。

○平井社会福祉課長 現実的に3事業所増えて、これだけの金額も増えているということですので、例えばできて、利用する人がいないという状況では間違いなくないですから、今後もそういった、

また利用したいという方が、もちろん調査、アンケートをしたわけではないですが、今の流れからいくと、まだいらっしゃるのかなというふうには思われます。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 ほかがございませんか。

眞壁委員。

○眞壁委員 今あったんですけども、県の事業で、ほかの市町というか、そこからも入っているんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 那須塩原市民でないと使えないというわけではございません。逆に那須塩原市民でも、例えば大田原市の事業所に通っているとか、そういう方もいらっしゃいますので、市内のみということではございません。

○眞壁委員 そういう方は今いるんですか。

○益子委員長 平井課長。

○平井社会福祉課長 数値的なものは、すみません、持ち合わせていないのであれなんです、実際、私どもの那須塩原市民で、大田原の事業所へ通われている方はいらっしゃいますし、逆もいらっしゃいます。

○益子委員長 ほかがございませんか。

山本委員。

○山本委員 聞いていて思ったんですけども、こういう障害の方のデイサービスを開設する、つまり事業所というのは、どういうところが開設できるんですか。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 参入するのは制約は特になくて、NPO法人もそうですし、普通の株式会社でも参入はできます。もともとは、以前は社会福祉法人とかがメインだったんですが、最近は民間の参入が増えているというような状況となっております。

ます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ああそうなんだと思ったんですけども、民間が入ってくるということは、そこに利益が生じるから入ってくるんだと思うんですが、それを市が調べるのも何もできないと思うんですが、質の低下というんですかね、特に障害者の子供たちだったら、何でもいいではないと思うんですが、その辺は、市のほうは関与することはできるんですか。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 お答えいたします。

まず、質の問題に関しましては、国のほうでも全国的な問題として捉えているということで、これからそういった方策をしていくというところで動いている状況ではあります。

市として、どういったことができるかということはあるんですけども、サービス提供事業所に関しては、先ほど言ったとおり県の指定になりますので、県のほうで定期的に事業所に立入りをして、そういった運営状況ですとか、そういった基準を、きちんとしているかというのを適宜監査しております。

その中でもし、那須塩原市の事業所のほうで何かそういったものがあったというのがあれば、そういったときは情報提供いただいて、何らかの一緒に協力して、そういったところに聞き取りをするというようなことは考えられますが、市単独でそういった事業所に直接確認するとか、立ち入るとか、そういったところは基本的にはないので、そういったことから、県と協力しながらやっていくような状況となっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 具体的なトラブルというのはあるんですか。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 トラブルというと、幾つかあるんですけども、例えば虐待の案件とかが、通報が入るんですけども、虐待の通報というのは、事業所の職員さん誰でも、見た人は通報義務があるわけなんですけど、サービス提供事業所の所在市町村のほうにまずは通報するということになっています。なので、指定は県なんですけど、市のほうにまずそういった情報が入りまして、我々のほうで事実確認をまずしないといけないということで、施設のほうに立入りをさせていただいて、そこでいろいろ聞き取りをするんですけども、やっぱり聞き取りをする中で、なかなか、運営の問題から発生しているとか体制の問題、人員が少ないとか、どうしても1人の方に業務の負担が大きくなってしまっているとか、上の方のちょっと理解がなかなか難しいとか、そういった、結構聞き取りをすると、いろんな問題が出てくるときがあります。

なので、そういったものは、まとめて県のほうに報告をする形になるので、それで県が、必要であれば、その後、立入りをするとか聞き取りをするとかというような、そういったスキームは今もあります。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

山本委員。

○山本委員 意見です。

今の放課後デイサービスのことなんですけれども、聞いていて、社会福祉の施設と同じだなとい

うふうに思ったんですね。つまり、那須塩原市にできていて、主に那須塩原市の方が通っているんだと思うんですけども、実際何か起きたときは、全て県が、県がというふうになって、前に障害者の施設が家の近くにあったときに、同じことが起きていたんですね。いろんなことが起きているんですが、市に言っても、国だとか県だとかというようなことで、なかなか、トラブルとっては変なんですけど、ということ市では分かっているけども、関与できないみたいなのがありました。

それで、これ特にお子さんのことなので、先ほどの話を聞いていると、1人の方が同じところじゃなくて、都合がつかないと2か所へ行ったりということは、子供さんにとってはいいことではないしということを見ると、少しこの部分は、県が、県がというんじゃないで、ちゃんと関わっていただきたいし、こうやって今年、補正が出ているということからすると、先ほどニーズが減らないだろうということなので、来年度の予算措置などに関しても、現実に合わせてやっていただきたいという意見です。

○益子委員長 意見ということで、ほか、別によろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、ほかに御意見等ございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議併せて質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 討論はないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時33分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎生活福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから、生活福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

生活福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

#### ◎議案第125号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○高根沢生活福祉課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 10ページの歳出の生活保護費返還金1億1,406万7,000円ということで、これが発生していますが、この項目の内訳といいますか、ここの中で、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費というふうな3項目あるわけですが、先ほどのお話では、医療扶助費が一番大きく減額になったということで、返還につながったということをお聞きしましたけれども、この内訳を教えてくださいと思います。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 内訳としましては、生活扶助費、こちらが、見込みが4億3,070万6,549円に對しまして、実績が4億3,041万7,204円で、住宅扶助、こちらが2億2,144万8,762円の見込みに對しまして、実績が2億1,944万836円、医療扶助が9億8,201万3,194円に對しまして、実績が8億4,794万2,628円、介護扶助につきましては7,810万2,207円で、実績が7,504万7,291円、その他ということで、4,041万5,730円に對しまして、実績が4,022万1,452円というふうになっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 先ほど、コロナの影響で医療費が減ったということなんですけれども、コロナ以外で何か減った要因はございますか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 実際に確認はしていないんですけれども、レセプトで

支払われる、請求が来るもので支払っているわけなんですけれども、考えられることとしては、高額医療の方が減ったとか、あとは透析の方、こちらの生活受給者の約6割近くが高齢者ということで、透析量も多いということから、そういった方が亡くなった場合とかでは、かなり減るということがありますので、そういったことが要因ではないかというふうに考えられます。

○益子委員長 ほかございませんか。

副委員長。

○星副委員長 7ページの生活困窮者自立支援事業費の委託料のその他委託料で、学習支援事業が234万9,000円減、これ歳出なので、減ということが増えていくことになるのかな、逆になるのかな。これの理由を教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 こちらは歳出が減ったということで、今回、公募型指名競争入札ということで、2者応募がありまして、その結果による入札の減ということで、その分を減額させていただいたということです。

○益子委員長 そのほか質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 零時56分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

## ◎高齢福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから、高齢福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

高齢福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第125号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○秋元高齢福祉課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第128号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第128号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 （議案第128号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 介護保険財政調整基金の利子なんです、これはどういうお金に対する利子になるんですか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらは基金として、令和5年度末に17億円ほどの基金の積立てがあったわけなんです、こちらを定期預金であったり、あとは市全体で資金運用ということで、介護保険の財政調整基金のみならず、市で保有している財産について債券運用しておりますので、そちらで生じた利息ということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 預金以外にどういう運用をされているかわかりませんか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらは、基本的には会計課のほうで資金運用しているんですが、債券を購入しているという話は聞いております。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第128号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第128号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時07分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎国保年金課の審査

○益子委員長 ただいまから、国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

国保年金課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

#### ◎議案第125号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○江連国保年金課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、先ほど高齢福祉課の審査で、介護費用の基金積立ての利子が計上されていたんですが、国保の利子の計上とか、そういったのは、この時期にはないんですか、増額。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 この後、特別会計のほうで。

○相馬委員 こっちからは駄目ですね。

○江連国保年金課長 はい。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第126号の説明、質疑、 討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第126号 令和6年

度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

国保年金課長。

○江連国保年金課長 （議案第126号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 郵送料は、通信運搬費で29万1,000円という格好なんですけれども、これはどういう計算になって、29万1,000円なんですか。

○益子委員長 こちらは収税課の担当なんですが、お答えできますか。

聞き方を変えていただければ。

○堤委員 国民健康保険の督促に係るものというふうに考えればいいんですか。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 そのように伺っております。督促状に対する増額、郵送料ということを書いてございます。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 ほかよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。



討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第126号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第126号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第127号の説明、質疑、 討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第127号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

国保年金課長。

○江連国保年金課長 （議案第127号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第127号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第127号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時52分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎その他

○益子委員長 本日の審査事項は、全て終了といた

します。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局から何かございますか。

事務局。

○石田書記 （事務連絡。）

○益子委員長 ありがとうございました。

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○益子委員長 それでは、本日の委員会を散会とい  
たします。

大変にお疲れさまでございました。

散会 午後 1時54分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和6年12月12日（木曜日）午前9時56分開会

### 出席委員（8名）

|       |         |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 益 子 丈 弘 |
| 委 員   | 堤 正 明   |
| 委 員   | 相 馬 剛   |
| 委 員   | 山 本 はるひ |

|         |         |
|---------|---------|
| 副 委 員 長 | 星 宏 子   |
| 委 員     | 室 井 孝 幸 |
| 委 員     | 眞 壁 俊 郎 |
| 委 員     | 玉 野 宏   |

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| 教 育 部 長                           | 田 代 宰 士 |
| 教育総務課長<br>補 佐                     | 小 野 志 保 |
| 総 務 係 長                           | 植 木 智   |
| 学 校 施 設 係<br>主 査<br>（係長級）         | 菱 沼 大 介 |
| 共英学校給食<br>共同調理場長<br>兼 業 務 係 長     | 平 田 篤 史 |
| 学 校 教 育 課<br>参 事 兼<br>学校教育課長      | 大 藏 裕   |
| 学校教育課長<br>補佐兼学校支<br>援教職員係長        | 二ノ宮 直 美 |
| 学 校 み ら い<br>係 長                  | 渡 辺 英 俊 |
| 児童生徒サポ<br>ートセンター<br>児童生徒係長        | 小山田 良 子 |
| 生 涯 学 習<br>課 長 補 佐 兼<br>青 少 年 係 長 | 福 田 真 二 |
| 文化振興係長                            | 岩 瀬 眞 生 |

|                                           |         |
|-------------------------------------------|---------|
| 教育総務課長                                    | 金 子 嘉   |
| 教 育 総 務 課<br>主 幹                          | 深 澤 孝 志 |
| 学校施設係長                                    | 鈴 木 美津治 |
| 黒磯学校給食<br>共同調理場長<br>兼 業 務 係 長             | 遅 沢 友 則 |
| 西 那 須 野<br>学 校 給 食<br>共同調理場長<br>兼 業 務 係 長 | 横 山 純 一 |
| 学 校 教 育 課<br>副 参 事                        | 磯 泰 弘   |
| 学校指導係長                                    | 星 野 卓 央 |
| 児童生徒サポ<br>ートセンター<br>所 長                   | 印 南 伸 一 |
| 生涯学習課長                                    | 佐 原 勝 美 |
| 生涯学習係長                                    | 佐 藤 竜 一 |
| 黒磯公民館長                                    | 北 村 議 徳 |

黒磯公民館  
活動振興係長

田 中 幸 子

那須塩原市  
図書館 長

小 泉 秀 夫

スポーツ振興  
課 長

宇賀神 晶 子

管 理 係 長

大 島 尚 恭

那須野が原  
博物館 長

松 本 裕 之

那須塩原市  
図書館主幹兼  
管 理 係 長

伊 藤 俊 彦

スポーツ振興  
課長補佐兼  
スポーツ振興  
係 長

関 谷 和 俊

#### 出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

#### 議事日程

##### 1. 開 会

##### 2. 審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

- ・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

- ・議案第110号 那須塩原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定について  
予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔学校教育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔生涯学習課〕

- ・議案第114号 那須塩原市図書館条例の一部改正について
- ・議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について
- ・議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔スポーツ振興課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

##### 3. その他

##### 4. 閉 会

開会 午前 9時56分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆様、おはようございます。

散会前に引き続き、福祉教育常任委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。

◎教育部の審査

○益子委員長 これより、教育部の審査を行います。

初めに、教育部長からご挨拶をお願いいたします。

田代部長。

○田代教育部長 (挨拶。)

○益子委員長 ありがとうございます。

◎教育総務課の審査

○益子委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

◎議案第110号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第110号 那須塩原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○金子教育総務課長 (議案第110号について説

明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 先ほどの説明だと、この新しいものは来年の4月に入学する人のみということで、今もう在学している人は当てはまらないということではないんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そうでございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、第2条の積立てについてですが、第1条の設置の目的が、その寄附金をもってというふうになっているんですが、積立てについては、寄附金及び一般会計歳出から、この一般会計から積み立てる予定といたしますか、そういう条例になるということですが、この意味はどういうことでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、寄附金のほうを受けましてから、この基金のほうに繰出しを行います。そうすると、その時点で一般会計予算のほうに入ってきますので、その関係でうたったところになります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。最終的に、その執行に関して必要な事項は規則で定めるというふうになってございますが、その資格要件のところの成績が優秀でという、その優秀の基準というのは規則か何かで決まるんでしょうか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 規則のところではうたっておりません。それは募集要項の中で、例えば学業の成績ですと、何点何以上であるとかというのをう

たわしていただく予定になります。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 今の1条のところなんですけれども、学業、スポーツ、または文化芸術で、成績が特に優秀と書いてあるんですが、例えば今年だったら、とても、これから今年度中に募集するということなんです、2人という枠の中で、例えば10人の人が応募してきたとしたときに、それを分かつのか、決めるのはどなたが行うんですか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、選考委員会というのを開催させていただきます。その選考委員会の段階で、さらに書類審査というのも人数に応じては対応していかなくちゃいけないんですが、その選考委員会の中で、こちらのほうは審査したいというところでございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 要件として経済的なものがないということは非常に画期的というか、ものだし、その金額にしても、例えば医学部とか薬学部だったら、600万円というのはとても大きな金額だと思うんです。そうすると、やっぱり選考が、例えばリンツに行く学生を選ぶのであっても、結構、落ちたの、行けなかったのといっているんなものが出てくることを考えると、全然違うものなんですけれども、こういうものがもらえる、もらえないというものがとても大きいと思うので、その選考は誰もが見てもというのはとても難しいんですけれども、公平でなければならぬと思うんです。それで、学業とスポーツと芸術って基準が全く違いますよね。成績の取り方というか。その辺のところは、応募する人を見て決めるみたいな形になるんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、どうやって決めるんですかということに対して正確なお答えにはなっていないかもしれないんですが、まず募集、応募した方の今までの取組の姿勢、あと、今後の意欲、また目標、あと実現性ですね、そういうのを踏まえた上で、こちらのほうは審査してまいりたいというふうに考えておるところではございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 例えばの話なんですけれども、例えば6年制の医学部とか薬学部に行くというような、もうはっきり先が決まっているような人に関して、これをもらったら将来的に那須塩原で医者になってくれとか、薬剤師になってくれとか、あるいは教員になってくれとか、そういうようなことは設けることは考えているんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、こちらのほう、篤志家の方からの意向というのは、そういったものの意向のほうは一切ございません。まずは那須塩原市、那須町から将来にわたって未来に羽ばたいてもらいたい、その人材育成というところですので。やはりこの給付金制度のほうが続いていく中で、また篤志家の方の御意向もあるかと思しますので、まずはこちらのほうを走り出しながら、そういったところについても相談のほうはしていきたいというふうには考えております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 もう一つ、最後の14条のところに、寄附がなくなったらやめると書いてあるんですが、その辺の何ていうんですか、予測というのはどんななんですか。3年たったら終わったじゃ困ると思うんですけれども、この辺のところは、相手の篤志家の方はお一人ですよね、多分ね。その先かなり続くみたいな見通しはあるんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 現時点で篤志家の方にいつ頃まで続くものであるとか、どのくらいというようなお伺いのほうは立てるところではございません。まだ第1回目の御寄附のほうもこれからの入金になりますので、入金される前に、いつ頃までとかというところのお話のほうは、今後の運用していく中では、那須町さんのほうと連絡調整を図りながらお話のほうをできる機会があればしていきたいというふうに考えています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 非常にありがたいお話で、多分、そのお一人のために条例をつくるということは、何ていうんですかね、先の可能性というものを見越しているんだと思いますので、お金持ちの方なんだなと思うんですけども、これで何ていうんですかね、素晴らしい人材が学んでいくことができたらいいなと思います。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 第1条のところで何うんですが、学業、スポーツ、また文化芸術というふうに分野が定められている、非常にちょっと分野的には幅が広がっているということと、もう一つ、この各分野における成績が特に優秀な者を対象とするということなんだけれども、例えばスポーツの分野では、何か大会があって優勝したとか、何かそういう基準があるということによろしいんですかね。

○益子委員長 金子課長。

○金子教育総務課長 基準というよりは、審査をするに当たっての比較をする材料になるというふうには考えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この選抜といいますかね、たくさん応募があった場合に2人を決めないといけないということで、選考委員会みたいなものを設けるという

ことによろしいんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そのとおりでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 選考委員会のメンバー、どんな分野の方がつくのか、差し支えなければお聞かせいただければと思います。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 今のところ、これは本年度条例を制定して、今年度中にまず給付者を決定するというのが篤志家の方の意向でしたので、それに沿った形で今進めているところというのが前提でございます。

本年度、こちらのほうについては、庁内で副市長を筆頭に、教育長、また、企画部長、総務部長、そういった庁内の主要なメンバーの方々を選考委員として考えているところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 感じとしては、若者を対象というか、大学に入る方を対象にしているかと思うんですけども、念のために、年齢制限はないと考えればよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 あくまでもこちらのほうは大学と、学校教育法に基づいた大学等に進学する方ということが条件になっています。

○益子委員長 そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほど選考委員会をと言いましたが、条例にはうたっていないですが、何か別な基準があるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 選考委員会のほうについては、規則以下の例規で定めるという形を取っているところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。その規則以下で選考委員に実際に御寄附される篤志家の方も入るんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうは現在のところ考えておりません。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。学業、スポーツ、文化というふうになってございますが、返還の部分で、よくスポーツ選手の場合は、途中でいわゆるけが、故障とか出た場合に、当然成績が落ちる、ゼロになったりする。その場合に返還のこの規定にそれが含まれるのかどうか伺いたいと思います。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 例えば大学の4年間というだけのお話をさせていただくと、例えばそれが2年生のとき、3年生のときにけがをなさったとかといった場合については、これはもう給付のほうを返還というよりは、給付のほうが取消しになるという形になるかと思います。要は、これは人材育成を目的としていますので、1年次、2年次の頑張りとこのものについては返還という形は取っておりません。

○益子委員長 そのほかございませんか。  
副委員長。

○星副委員長 この学業とかに関しては、これ同じ制度、那須町にもあるんですよね。那須町さんと何かある意味、すり合わせ的な部分、選考するに当たって、学業、例えば大学受験とかというと共通テストがあったり、共通テストというんですか、何ていうんだろう、模擬テストとかもあると思うんですけども、那須塩原市のほうはかなりトップのほうなんだけれども那須町のほうでは、トップはトップなんだけれども、何ていうんだろう、

という場合のその差みたいな部分とかというのはどうなんですか。そのあたり、同じ篤志家の方が寄附してやってくれるというところでも、那須町と那須塩原市での差的部分は、そこはもう別に市と町で選定するんで、気にはしなくていいということでもいいんですか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 気にしないでいいと言われてれば、今後そういったことも、運用していく中では考えることの一つかもしれませんが、現時点においては、那須町さんのほうに幾ら幾らの寄附、那須塩原市のほうに1,200万円の御寄附というところを頂くわけなので、すり合わせはもちろんしておりますが、運用のところは那須町さんと私も那須塩原市では運用の仕方というのは変わってくるだろう、差が出てくるかと思います。

○益子委員長 ほかがございませんか。  
山本委員。

○山本委員 すみません、何度も。

このお金、1年間に1人100万円という、6年間なら1,200万円、4年なら800万円というものは、篤志家の方からの多分、申出なんだと思うんですが、これ人数、例えば大学の学費って1年間100万円しないところもありますよね、学費分だけではないとしても。例えば1人50万円でやると4人分になりますよね、お金でいうと。その辺は市が決めたんですか。それとも篤志家の方からそのような申出があったんでしょうか。

○益子委員長 部長。

○田代教育部長 今回の制度設計そのものの篤志家からの要望を具現化したというものでございます。要は50万円に分けて4人とかというのではなくて、100万円ずつで2名というのが篤志家の意向ということ。また、山本委員のほうで、学費に充てるというようなお話ありましたけれども、篤志家の



意向とすれば、学費に充てなくてもよいというお考えでございます。要は、本人の学業であるとかスポーツであるとか、または見聞を広めるということに存分に使ってほしいと。それで自分の自己を高めてほしいというようなことなので、使い道も問わないというのを事前にお伺いしておりますので、それなので、経済的事情を問わないという最初のところの条件に戻っていくというところでございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

非常に普通の人ではないんだと思うんですが、有名な方なんですか。それとも、那須塩原市、那須町からの出身の方なんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 那須町さんのほうからお話のほうが公表になっているものについては、那須町に別荘があり、また、那須塩原市のほうにそういうゆかりがあるというところでは伺っております、それ以外の部分については篤志家さんです。

○山本委員 分かりました。

○益子委員長 ほかがございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ここで副委員長と進行を交代いたします。

○星副委員長 進行を交代します。

委員長。

○益子委員長 様々伺ってきた中で、私のほうからも3点ほどお伺いさせていただきたいんですが、今回のこの基金を設定するに当たって、その篤志家の方からのこういった善意の申出があったこと、まず喜ばしいなと思っております。

そういった面で伺いたいんですが、そうしますと、この部分の基金の条例においては、先ほどの

話題からありますように、篤志家の方が那須塩原市から羽ばたいてほしいというような流れであったと思うんですが、今いろいろ条例を見させていただきますと、私の認識がちょっと違うのかもしれないんですが、特段、若い世代というか、年齢制限はないんですね。そうすると、年齢じゃなくて、先ほど言ったように大学とか、学びたい人たちに使いたいということであれば、社会人の方なんかも可能なのか、その点をまずお伺いしたいんですが。

○星副委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、受給資格のほうはもちろん御覧のとおりですので、これで該当する方については可能でございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 その点、了解いたしました。

そうすると、そういった該当すれば可能ということでありました。

先ほど山本委員のほうのお尋ねの中にあった部分の関連なんですが、この篤志家さんの意向が若干、反映されてこういう具現化されたものと伺ったんですが、意向が変わると、もしかするとこの条例もその都度変わっていくというような認識でよろしいのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○金子教育総務課長 今現時点においては、篤志家の方から変えるかもしれないとかそういったものについては、こちらのほうは全然伺ってはおりませんので、変えるかもしれないということについては、もしそういった話があればですが、それでは何のために条例を制定したのかなと思うので、そのあたりについてはお話のほうはさせていただきたいというふうに考えています。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 最後になります。

こちらは堤委員のほうからの部分の関連かと思うんですが、篤志家のこの寄附をいただいた中で、先ほど相馬委員もお尋ねがありましたが、この第14条の部分で、篤志家の寄附がなくなった時点で募集は終了するとあるんですが、そうすると、この募集を終了するのはもちろんなんでしょうけれども、この篤志家の方の申出によって今回のこの基金がつくられるということは、基金自体のこの条例自体もその時点でなくなるという、廃止されるとか、そういったニュアンスでよろしいんでしょうか。その点お伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○金子教育総務課長 現時点においてはそんなふうに考えています。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 その点を受けて、これからちょっと意見になりますが、こういったせっかく使われる、この条例、篤志家の思いですね。そういったものを使われて、お隣的那須町の方ももちろんですが、那須塩原からこういった人材が羽ばたいてほしいということは大変喜ばしいことだと思いますので、教育部のほうの皆さんも、これをまとめていただいて、ぜひ利用される、周知されることを徹底していただくことをお願いします。

私からは以上です。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほか皆様のほうからございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第110号 那須塩原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第125号の説明、質疑、 討論、採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

教育総務課長。

○金子教育総務課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 12ページの西那須野共同調理場の工事請負費、減額の1,100万円というものなのですが、これすみません、当初予算はお幾らだったんですかね。ちょっと今出てこないんです、予算書が。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 当初予算のほうは3,870万円ほどです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 3,870万円のうちの4分の1が、そうしますと、不用額だったということなのですが、何か工事の途中で不用になるような内容があったんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうにつきましては、まず見積りのほうをいただいて、設計を進めていたんですが、その中で当初は物価上昇、これ機器なので、機器の物価上昇であるとか、運搬費、あと人件費のほうがかなり上昇するだろうというところで見込んで予算のほうを昨年度計上してきていましたが、実際、設計のほうを組んで入札のほうもさせていただいた段階では、届出の金額が当初見込みよりも安価に契約ができたというふうに考えています。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほかがございせんか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほどのゆめみらい基金の6年間の債務負担行為になってございますが、この辺は、この年数を6年間とした理由は何かがございせんか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 これは、この給付者の上限が6年の大学という、6年の修学年限に合わせてと

いうことになります。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほかがございせんか。

〔「ございせん」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時37分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎学校教育課の審査

○益子委員長 ただいまから学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算決算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第125号の説明、質疑、  
討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○大蔵学校教育課参事兼学校教育課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 民間プール使用料、あるいはバス運行の業務委託料、これ全部小学生が対象ということなんですけれども、これは学年は何か限定なんですか、全小学生ですか。

○益子委員長 課長。

○大蔵学校教育課参事兼学校教育課長 学年につい

ては、1年生から6年生、あと中学校も実はバスを使用しておりまして、三島中学校と西那須野中学校は自校プールを使っているの、それ以外の小中、義務教育学校の全児童生徒になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 期間は何月から何月を想定しているんですか。

○益子委員長 課長。

○大蔵学校教育課参事兼学校教育課長 早くは5月からスタートしまして、おおむねこの12月で終わる予定を組んでおります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 民間プールの数というのは何か所ぐらい今、予定をされていますか。

○益子委員長 学校教育課長。

○大蔵学校教育課参事兼学校教育課長 2か所でございます。1か所は西那須野地区にあるファインドスポーツというところと、あともう一つは黒磯地区にあるサンライズというスポーツクラブのプールを使用させていただいております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を交代します。

委員長。

○益子委員長 今、課長から御説明いただいた件でちょっとお伺いします。

この令和6年度の水泳授業のバス運行業務委託ということで、こちらに上がってございますが、これは事業者さん1者の見積りなんでしょうか。

○星副委員長 係長。

○星野学校指導係長 4者、那須塩原地区を4つの地区に割りまして、4者からの見積りの積算になっております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 今、係長から御説明いただきました。

そうしますと、この4者の部分で、それぞれ距離的なもので幾らか値段の設定が違うものなのか、それとも4者それぞれ同額なのか、その点ちょっとお伺いいたします。

○星副委員長 係長。

○星野学校指導係長 地区ごとによって、学校の校数であったり、児童生徒数のばらつきがありますので、バス会社によって価格の差はございます。基本的に国土交通省の運行の公示価格によって積算がなされております。

以上になります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、積算がなされたものを参考にして、その値段設定をされているということで了解いたしました。

そうしますと、先ほどばらつきがあるという話でしたが、それぞれの学校において、年当初の計画に基づいて、例えばプールの授業、いついつしたいということで、事前にその計画を練ったものを事業者さんのほうに提示されるのか、それとも学校側から、この日は使いたいんだよということで、月単位というか、その部分でそういった予約というか、そういうものが入るものなのか、その点確認させてください。

○星副委員長 係長。

○星野学校指導係長 事前に学校のほうと施設のほうと使える日を調整いたしまして、その使える日をバス会社のほうに提示いたしまして、その使えるというところでのバス会社から入札の応募があるという流れでございます。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほか皆様のほうから。

室井委員。

○室井委員 すみません、先ほど御説明で民間プール、黒磯地区1か所、西那須地区1か所というご説明だったと思うんですが、以前は塩原B&Gのところも使っていたというようなのを聞きしていたんですが、今もそちらは使っていないことでよろしいんですか。

○益子委員長 学校教育課長。

○大蔵学校教育課参事兼学校教育課長 現在、B&Gは使用しております。塩原小中学校、高林中学校が2校で使用しております。

○室井委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時07分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎生涯学習課の審査

○益子委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

—————◇—————

#### ◎議案第114号の説明、質疑、 討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第114号 那須塩原市図書館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第114号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 先ほどの図書館の利用の許可等に関す

る業務というふうになったんですが、具体的に許可等というのはどういうことですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 みるるの中へ幾つか貸出しのできるスペースがございます。ホールであるとか、そういったところの利用許可を許可できると、指定管理者が利用許可できるという、そういうふうなことでございます。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討論に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討論及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討論及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第114号 那須塩原市図書館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第114号については、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第121号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。  
課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第121号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
相馬委員。

○相馬委員 指定管理の目的ということで、経費の削減というふうなお話でございましたが、三島ホールについてはどのぐらい経費の削減を見込んでいるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今回この指定管理選定に当たりまして、当然庁内の手続を踏んでございますが、その際に試算した結果によりまして、今現在の三島ホールを直営とした場合と、指定管理に移行することによって、年間約700万円ほどの経費が削減される見込みでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 具体的にどの辺が指定管理すると700万円の削減になるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今、三島ホールの運用に当たりましては、会計年度任用職員を1名任用してございますが、こちらを削減できるということでございまして、人件費の部分、それから三島ホール

のほうにつきましては、今、外部委託ということで実施しているわけなんです、これの委託料を削減することができます。そういったものをもうもろ総合的に計算しますと、700万円ほどの減額となっております。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 今、三島ホールは三島公民館と同じところで、多分、事務的なものは同じところでやっているんですが、そのこのところの変わる部分を教えてください。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 先ほど相馬委員さんの質問にもお答えしたとおり、まず職員の体制としましては、先ほど申し上げた会計年度任用職員がホール分ということで、それで1名減になります。今度、一方で、あちらの事務室の中に文化振興公社、今回指定管理を御決定いただけましたら、文化振興公社の職員が入りまして、三島公民館の業務とホールの業務は管理規則ですみ分けをするという形を取らせていただく予定となっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 今現在だと一つの事務所の中とか、事務室の中で、行くと同じような感じでやっているんですが、それが中できちんと、こっちはホール、こっちは公民館という形で分けられるということですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 物理的に分けるということではなくて、事務室の中にいるんですが、執り行う業務を三島公民館の事務については、市職員の三島公民館の職員が対応します。ホールの受付だったり運営については、文化振興公社の職員がこちらに常駐をして対応するというので、業務は分けるという形になります。

○益子委員長 ほか質疑ございませんか。  
堤委員。

○堤委員 この選定なんです、ここで2番の導入形態で、特定の団体を選定というふうに書かれておるんですけども、例えば図書館なんかだと公募されるという格好で、その違いは、この条例の中で規定はされていると思うんですけども、その違いを教えていただければと思います。

○益子委員長 佐原課長。

○佐原生涯学習課長 条例の中でということではございませんで、今回こちらの三島ホールを運営をするに当たりましては、まず、黒磯文化会館、それから三島ホールをこれまで、あるいはこれまで以上にしっかりと地域に根差した運営をするということで、まずしっかりと技術力を持っていること、兼ね備えているということに関しましては、文化振興公社につきましては、これまで黒磯文化会館の指定管理者としてしっかりと実績を残してこられておりますし、研さんも積んでおります。

また加えまして、この文化振興公社につきましては、公益財団法人という位置づけでございまして、専ら利益を追求する団体ではない。ちょっと専門的な用語で言いますと、収支相償という言葉があるんですが、要はその事業に対する収入が支出を上回らないようにしましょうよ、つまり利益が発生しませんよねという、そういうふうなものでございまして、それは公益性も加味しまして特定とさせていただきます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 公募する場合は審査項目なんか当然基準としてあるかと思うんですけども、今回は公募されないということで、審査はされているということよろしいんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今お見込みのとおりでございまして、審査のほうは実施をしてございます。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。  
〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第121号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第121号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第122号の説明、質疑、  
討論、採決



○益子委員長 続きまして、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

佐原課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第122号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 そうすると、館長はもちろん替わるんだろうと思いますし、市の職員はいなくなるということになると思うんですが、現実でいいますと、今、業務委託はたしか流通センターにやっております部分ってありますので、見た目はほぼ変わらないというふうに考えてよろしいんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 外見的な見た目といいますと、今現在も図書館の職員は事務室の内部にいて、実際、窓口業務を行っているのは図書館流通センター、いわゆる受託者が行っていますので、外見的には、見かけは変わらないと思います。

それから、前段にあった組織につきましても、今回、市が指定管理をするということは、職員があそこに常駐しなくなるということになりますので、そういった内部的な変化もございます。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 ほかがございませんか。

堤委員。

○堤委員 1者応募という格好なんで、当然この図書館流通センターさんは長年の実績があるということで、ほかのところがなかなか応募しても駄目だろうなという感じで多分、応募してきていないのかという感じはあるんですけども、何かこの図書館流通センター以外に応募するような会社

というのは、市では何か把握しているんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 事前の申込みを受け付ける段階では、ちょっと問合せがこのほかに2件ぐらいあったんですが、最終的には応募に至らなかったというところございまして、もちろんこの1者だけで全ての を賄っているわけではございませんので、そういった会社さんはあるというふうに承知してございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 審査項目の中で、当然合計で80点のところ76点の95%という高い評価が審査結果で得られておるんですけども、1者応募という格好で、この管理経費の縮減ですね、4番の。これがゼロになっているんですけども、これはこの全体の評価の基準のところプラスという、プラスの項目だと思うんですけども。これはこの図書館流通センターさんから提案がなかったということなんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 そういうことではなくて、上限額というものを定めておりまして、当然この上限額の中に収まっている、つまりその条件を満たした中で今回選定をさせていただいております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 コスト的には、この図書館流通センターさんが今度選ばれるということで、どのようにコストが変わるかというのは何か把握されていますか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 先ほどの文化施設とも同じ部分はございますが、まず先ほど申し上げた……、これ最終的にはまだ決定しておりませんが、市の組織上の職員があそこに今3名ございますが、これをもう職員の配置をなくすということは、ここ

でもう人件費が大きく減ってくるというところまでございまして、そういった分も総合的に計算しますと、コストのほうも削減できるというものでございます。

○益子委員長 ほかございませんか。

副委員長。

○星副委員長 もう一回ちょっと、説明あったかなとは思いますが、図書館みるるの中にカフェとかもあって、あそこもたしか家賃を払っているかなと思うんですが、そこの契約に関しては、市との契約になってくるんですか、それとも指定管理とカフェとの契約になってくるんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 あちらは行政財産の目的外使用ということでございまして、市との契約でございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、そこの賃料に関することでも市になるので、指定管理が勝手に、例えばもうちょっと賃上げしようとかというふうにはならないということではいいんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 おっしゃるとおりです。

○益子委員長 ほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ここで進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を交代いたします。  
委員長。

○益子委員長 今、堤委員とか山本委員とかも絡むところなんです、課長の御説明ですと、指定管理者ということで、今回これが決まりますと図書館流通センターさんが指定管理を行うということで、今まで張りついてた方、市の職員さん3名と

いうことでいらっしゃったのですが、恐らく市の職員さんにおいてもこういった体系で働いていただいて、様々今まで働いていただいた年数においていろいろな経験とかノウハウを蓄積されたと思うんですが、この点を反映させるようなお考えというのは何かございますか。

○星副委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 なかなか難しい部分でございまして、例えばどうしても人事的な部分がございますので、我々としても本来であれば生涯学習課に残っていただいて、そういった能力を発揮していただけると非常にいいことだと思っていますが、そういったことのみならず、職員も一市民であるということを考えれば、市民として、例えば図書館での何かそういったイベントごとに関わるであるとか、提案をするであるとか、そういった関わり方もできるんだろうなというふうに思っております。ですので、ちょっと内部的な、人事的な活用については、我々としては可能であれば要望したいと思うんですが、結果はどうなるかというところはございますが、後段申し上げましたように、そういった市民としての関わり方もできるんだろうというふうに思っております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 これからは意見になるんですが、今、課長のお答えですと、なかなか人材的な活用という部分で、我々が口を挟める部分ではない部分だと思うんですが、やはりこういった、今、市のほうでいろいろな民間活力であったりとか、そういったものを公の部分の行政が携わっている部分以外のこういった経験をされた職員さんという方のこの経験というのは、今後、市のいろいろな部分の運営に対しては、民間活力の導入ですとか考え方というのを相当学ばれて、お持ちだと思いますので、ぜひそういった方を、そういった方の人材

というのを有用に活用していただいて、今後とも  
そういった市のほうの今までと発想が違った観点  
というのも大切にされて、そういった人材をぜひ  
いろんな部分で活用いただければと思います。

私からは以上です。

○星副委員長 進行を代わります。

○益子委員長 進行を代わります。

ほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 ちょっと法律のことはよく分からないん  
ですけれども、図書館を運営するに当たって、何  
か最低こういような資格の者を置かないといけ  
ないとか、そういうものは何かあるんでしょうか。

○益子委員長 那須塩原市図書館館長。

○小泉那須塩原市図書館長 図書館司書は置かなけ  
ればならないと思いますけれども、あとはその会  
社によっていろんな考え方がありますから、いろ  
んな資格を持った者を置くということもあると思  
うんです。みるるの場合には、いろんな美術品の  
展示とか、そういったものを行っておりますので、  
素人がなかなか扱えないものもたまにあるという  
ことで、学芸員の資格を持った職員も流通センタ  
ーのほうにはおります。

以上です。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 玉野委員。

○玉野委員 同じところの住民サービスの向上と、  
(3)でございますね。施設の効果的な活用、これは  
何を望んでいて、15点のところの13点、ギャップ  
がありますけれども、市としてはどんな効果を望  
んでいて、この差ですね、どういうことで差が出  
たのかちょっとお聞きしたい。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時33分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた  
します。

主幹兼管理係長。

○伊藤那須塩原市図書館主幹兼管理係長 では、今  
の御質問いただいた住民サービスの向上という  
ところにはなるんですが、株式会社図書館流通セン  
ター、業界でもかなり有名なところでもあります  
が、きちんとした職員の研修をやっておりまして、  
そういったところでお客様方、利用者の方に提供  
できるサービスの質が確保できるというところが  
1つございます。それ以外には、多様な自主事業  
なりというところで、いろいろな、先ほどのイベ  
ントなりというところをどんどん提案してやって  
いただいていると。これも今後展開していくとい  
うようなお話をヒアリングの中でいただきました  
ので、こういった点数のほうをつけさせていただ  
いたというところになります。

以上です。

○玉野委員 よく分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

副委員長。

○星副委員長 自主的なイベントではないかもしれ  
ないんですけれども、駅前のイベントともタッグ  
を組んでいろいろ様々な活動をこれからも展開さ  
れていくとは思うんですけれども、今までは市の  
職員の方が常時いたので、常にコンタクトは取り  
やすい状況だったのかなと思うんですが、その辺  
が委託になったことで何か不具合的な部分は、も  
ちろんそこはないようにはするとは思うんですけ  
れども、その連携をどのように今後図っていく  
ような考えでいらっしゃるのかお聞きしたいん  
ですけれども。

○益子委員長 佐原課長。

○佐原生涯学習課長 本来的には指定管理者は指定管理者が主体的に判断するということになりますが、当然のごとく、これは市と連携してやっていくという中で、これまでどおり綿密に連絡を取り合って、やはりこの地域を盛り上げるためにどうするのが一番いいんだというところは市と、それから指定管理者が連携をして考えていきたいというふうに考えておりますので、これまでどおりそういった地域との連携というのはやっていきたいと思っていますし、今後ますますできるのであれば、そういったものもやって、取り入れてほしいなというふうに思っております。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 それとこの日本図書流通センターが、塩原図書館もちろん指定管理とか委託はされているんですけども、要は図書館によってカラーが全然違うじゃないですか。みると、あとほかの図書館とかっていうことで、指定管理をされた図書館、流通センターは一緒の会社なんだけれども、指定されるその図書館によって、運営方針が違ったりとか、こっちはこうなんだけれども、こっちは違うよね的な部分というのは、流通センターの中でまた人事の異動があるかどうか分からないんですけども、その辺での、例えば所長が替わったら、何か違っちゃうとか、そういうことももうないような形で今後もやっていくようにするということですか。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 まず大きくは、指定管理者について、指定管理者がしたというふうに判断するとはいえ、もちろん仕様書に基づいてやってございますので、市が定める仕様書に基づいた指定管理業務を行うと。これは様々な意見がありまして、みるってこういう図書館だよ、ほかの西那須

野図書館もそうなんないのみたいな意見もあるんですが、やっぱり図書館それぞれに建物もそもそも違いますし、それから、利用者も必ずしもみるのような図書館が全ての人がいいというかという、やはり本来の図書館の静かなところで本を読んだり勉強したいという方もいらっしゃいます。ですから、今現状としましては、この3館は今のスタイルというものは大きく変える予定はしてございませんで、その運営は、館長が替わったから変わるというものでございせん。

○益子委員長 そのほかございせんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第125号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討論に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討論及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討論及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時53分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎スポーツ振興課の審査

○益子委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

スポーツ振興課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第125号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 （議案第125号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、体育施設管理運営費になりますが、竣工記念事業、この事業内容、それから委託先を伺えればと思います。

○益子委員長 宇賀神課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらにつきましては、皆さん、来賓ですとか関係者をお呼びしての純粋な式典と、それとあとイベントということで、バスケットボール、栃木県にある宇都宮ブルックス、こちらのほうの選手を3人ほど手配いたしました。ここに加えて、ブルックスにはチアリーディングの小さい子があるスクールがあるんですが、その子たちもなかなか発表の場というのはないということなので、こういった場を活用させていただいて、その子たちも、スクールの子たちもこの場を盛り上げていただこうと、そこをお願いしている状況です。

これには市内の小中学生はもとより、一般の市民の方々も選手と交流するようなイベントも企画してやろうと思っているんですが、委託先はこれから入札で決めたいなというふうに考えております。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 年度内ということなんですけれども、ま

だ確定はされていないんですか、年月は。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらにつきましては、皆様にも御報告しようと思っておるところであったんですけれども、春休みの初日、3月25日の火曜日、こちらを予定しております。日にちはほぼ確定というか。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちなみにこれバスケットコート、何面ございますか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 フェンスに囲われたところ1面と、あと、シュートとかが練習できるような、ゴールだけがあるところ、半面というか、スリーポイントラインというのがちょこっとくっついている感じです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 観客席というのはあるんですか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 観客席は特にございませんで、ただ、ネットフェンスになっているので、お金とかも頂かなくてもこうやって見ることができます。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 ほかがございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を委員長と交代いたします。

委員長。

○益子委員長 今回のこの補正予算書の部分であるスポーツ団体の事業費、3001事業についてお伺いいたします。

報償費の報償金ということで、大会の奨励費ということで今相殺しているということであったんですが、この312万4,000円の部分で、先ほど冒頭、

田代部長のほうの御挨拶にもあったように、駅伝のほうでも目覚ましい活動をされていますし、その部分で、またコロナを受けてこれから活発になってきたということのお話があったんですが、この年度内で、この予算で間に合うようなもくろみでいらっしゃるのか、その点お伺いします。

○星副委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらについては、大きく増減を左右してしまうのは、野球とか、メンバーが多いチームプレーの競技、こちらが全国とか関東に行ってしまうという言い方はおかしいんですが、それもまた大変になってしまって、そのあたりも含めて例年の大会とかも見ながら計算した金額なんで、これでいけるのかなと思っています。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 こちら、これで今のところいけるかなという話だったんですが、今後の見通しのなものも含めて、これでいけるという方向で相殺されて、この予算に上げてきたと思うんですが、今、人数が多い分とあったんですが、これ以降の大会というか、それではもう今回これ以上は上がらないだろうということで予算を計上されたんでしょうか。

○星副委員長 補佐兼係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

現在、11月末現在で、昨年度の申請件数と比較しますと、関東大会がもう既に昨年の実績を上回っている件数となっていますので、関東大会の出場がかなり伸びたことによって予算不足に陥っているようなことが見受けられます。これについては、栃木県内の県予選に参加するチーム数が少なくなっていたりとかするものですから、そもそも関東大会で勝ち上がる確率が高くなっているということも要因としてひとつあると思うんですけども、

それを勘案しましても、多くのスポーツでもシーズンオフに突入しているものですから、これ以上、全国大会とか関東大会が伸びることはそんなにないかなとは思いますが、この予算で足りるかなと見込んでおります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 これからは意見になります。

私、先ほどの生涯学習課もそうなんですが、スポーツ振興課においても、私、幼い頃から、黒磯市当時、1人市民一スポーツということで、私も卓球ということでスポーツにいそしんで、今においても、年齢においても続けられて、健康の一助になってくれているのかなと思っています。

そういった中で、今スポーツのこの振興という部分で見ますと、相馬委員なんかも関わりの深い部分でいらっしゃいますが、やはりここの部分も、人数が多い部分で、確かにお金は出るかもしれませんが、こういった部分においても市民のスポーツ面、健康面にもこれ十分に寄与していますし、見られることにおいても元気ももらったりとか、コロナ禍において、今出場する全国大会以上の、関東大会も含めて出場する確率が上がってきたという話でございましたが、ぜひここの部分は、スポーツというものの特性も含めて、可能性もありますし、いろいろな部分で若い世代も、また市民の方も、このスポーツというのにいそしんでいただきたいと思いますので、この部分は十分に、財政当局にはいろいろな部分で締めつけというか、いろんな部分で、ここはちょっと削減してくださいという話はあろうかと思いますが、ぜひこのスポーツの振興というものに含めましても、皆様のふだんの頑張りをまたさらに検討を期待していますので、その部分よろしくお願ひしたいと思ひますので、併せてお願ひ申し上げます。

私からは以上です。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

ほか、委員の皆様から何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第125号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時10分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎その他

○益子委員長 それでは、次第4、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局から何かありますか。  
事務局。

○石田書記 この後のテーマに関するものはいかがいたしますか。

○益子委員長 いいですか、やっちゃいましょうか。

○石田書記 分かりました。

以上です。

○益子委員長 それでは、次第4のその他を終了いたします。

#### ◎閉会の宣告

○益子委員長 以上をもちまして、委員会の審査事項は全て終了といたします。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願い申し上げます。

これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会といたします。

大変にお疲れさまでございました。

閉会 午後 零時12分